

龍谷大学社会学部学会会則

制定 平成元年4月1日

(名称、事務所)

第1条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前2号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者

(会長及び諸委員)

第5条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 庶務委員 2名
- (3) 会計委員 2名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 4名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 4名
- (6) 事業委員 4名
- (7) 学科委員 各学科1名
- (8) 会計監査委員 2名

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。ただし、7号委員についてはこのかぎりではない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

2 前条第1項7号委員を除く同項の各委員は、会長が普通会员の中から委嘱し、評議

員会に報告する。7号委員は学科で選出する。

- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、7号委員の任期は、学科で定める。
- 4 前条の(4)(5)(6)の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、(4)(5)を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は、学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項の(4)(5)(6)の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会员あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員及び会計委員のうちから各1名、第6条4項の各委員長、及び第5条1項7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会员で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金 2,000 円を納入する。

(年会費)

第13条 会員は、年会費 4,000 円を納入する。

2 賛助会員は、入会時に、入会金とともに年会費 4,000 円以上を納入する。

3 名誉会員は、入会金及び年会費がともに免除される。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の
3分の2以上の賛同を要する。

付 則 この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。